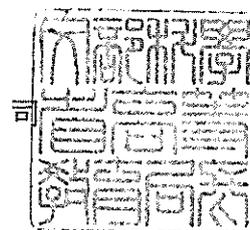




29文科高第590号  
平成29年9月29日

各 公 私 立 大 学 長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長 殿  
大学を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
各 都 道 府 県 知 事

文部科学省高等教育局長  
義 本 博



(印影印刷)

平成30年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び  
平成31年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申  
請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の  
設置等に係る認可の基準の特例を定める件等の公示について（通知）

この度、平成29年文部科学省告示第126号をもって、別添1のとおり「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」（以下「一部改正告示」という。）が、平成29年文部科学省告示第127号をもって、別添2のとおり「平成30年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成31年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の特例を定める件」（以下「特例告示」という。）が公示されました。

一部改正告示及び特例告示は、それぞれ専門職大学及び専門職短期大学に係る規定を除き、本日から施行されます（専門職大学及び専門職短期大学に係る規定は、平成31年4月1日から施行されます）。

今回の特例告示の制定は、平成29年6月9日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」（以下「創生基本方針2017」という。）において「大学生の集中が進み続ける東京23区においては、大学の定員増は認めないことを原則とする」、「本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う」とされたことを踏まえたものです。

一部改正告示及び特例告示の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了解いただき、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

なお、本通知については、文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

## 記

### 1. 一部改正告示について

#### 概要

- (1) 文部科学大臣は、専門職大学又は専門職短期大学の認可の申請の審査に関して、専門職大学設置基準又は専門職短期大学設置基準に適合することを審査の基準とすることとしたこと。
- (2) 私立大学の医学部の収容定員を増加する学則変更認可申請を審査する場合については、学則変更年度（平成30年度）における医学部入学定員等の合計数の見込みが9,429人を超えない範囲で認可を行うものとする等、医学部の収容定員に係る所要の規定を整備することとしたこと。

### 2. 特例告示について

#### I. 概要

- (1) 平成30年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増の認可の申請の場合においては、東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の収容定員増でないことを認可の基準とすることとしたこと。ただし、次の場合は除くこととしたこと。
  - ① 大学又は短期大学の収容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成29年6月30日までに申請についての意思の決定がなされたことを証する書類が存在している場合
  - ② 地域の医師確保のためのいわゆる医学部の地域枠に係る臨時定員増の場合
- (2) 平成31年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請の場合においては、東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の設置でないことを認可の基準とすることとしたこと。ただし、次の場合は除くこととしたこと。
  - ① 大学又は短期大学の設置に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成29年9月30日までに申請についての意思の決定がなされたことを証する書類を刊行物への掲載、インターネットの利用又は広く周知を図ることができる方法によって公表している場合
  - ② 東京都の特別区に所在する専修学校の専門課程（専門学校）の総定員を平成31年度に減少させ、その減少させた定員を活用して、専門職大学又は専門職短期大学を設置する場合

## II. 留意事項

- (1) 大学又は短期大学の収容定員増又は設置に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合とは、新しい土地や建物を取得した場合、校舎を増築した場合、設備を増やした場合、講義室を改修した場合等、大学又は短期大学の収容定員増又は設置に伴い、新たに施設又は設備の拡張又は調達を行う場合をいうこと。施設の老朽化による改修を行う場合等、大学又は短期大学の収容定員増又は設置と無関係なものへの投資については、審査の基準の例外事項の要件を満たすこととはならないこと。
- (2) 申請についての意思の決定がなされたことを証する書類とは、学校法人の理事会の議事録等、組織の業務に関する決定機関の意思が明らかになっている書類のことをいうこと。

### 3. その他

- (1) 平成31年度における学部又は学科の設置と収容定員増に関する申請については、創生基本方針2017の趣旨を踏まえ、原則として、東京都の特別区に所在する大学又は短期大学からは認めない予定であること。その対象範囲や例外事項については、本年内に取りまとめられる予定の「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」における最終報告等の内容を踏まえることを予定していること。
- (2) 上記の例外事項の1つとして、平成31年度における大学又は短期大学の設置に関する申請の場合と同様、学部又は学科の設置又は収容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、申請についての意思の決定がなされたことを証する書類を刊行物への掲載、インターネットの利用又は広く周知を図ることができる方法によって公表している場合を規定することを予定しているが、その期限についても、平成31年度における大学又は短期大学の設置に関する申請に係るものと同一定することを予定していること。

【参考】 本件に関する文部科学省ホームページアドレス

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1396808.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1396808.htm)

#### 【本件連絡先】

文部科学省 高等教育局  
高等教育企画課 大学設置室  
電話：03-5253-4111 (内線3375)

○文部科学省告示第二百二十六号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

文部科学大臣 林 芳正

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）」の下に「、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）」を加える。

第三条第一項中「平成二十一年度の」を削り、同条第二項中「九千四百三十人」を「九千四百二十九人」に改める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第二百二十七号

平成三十年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の特例を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

文部科学大臣 林 芳正

平成三十年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査の基準については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に規定するもののほか、次の表の上覧に掲げる場合に  
応じ、それぞれ下欄に定める要件を満たすことを審査の基準とする。

平成三十年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増の認可の申請の場合	東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の収容定員増（次の各号に掲げる場合を除く。）でないこと。 一 大学又は短期大学の収容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成二十九年六月三十日までに当該認
--	---

	<p>平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請の場合</p>
<p>可の申請についての意思の決定がなされたことを証する書類が存在している場合</p> <p>二 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準第三条第一項第一号に該当する場合</p>	<p>東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の設置（次の各号に掲げる場合を除く。）でないこと。</p> <p>一 大学又は短期大学の設置に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成二十九年九月三十日までにこれらに係る認可の申請についての意思の決定を証する書類を刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表している場合</p> <p>二 専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合であって、当該認可を受けようとする者が東京都の特別区に設置している専修学校の専門課程に係る生徒総定員を平成三十一年度に減ずる場合</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、表中平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請の場合の項の規定（下欄第二号に係る部分に限る。）は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 平成30年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成31年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の特例を定める件 概要

### (1) 平成30年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増の認可の申請の場合

東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の収容定員増でないことを認可の基準とする。ただし、次の場合は除く。

- ① 大学又は短期大学の収容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成29年6月30日までに申請についての意思の決定がなされたことを証する書類が存在している場合
- ② 地域の医師確保のためのいわゆる医学部の地域枠に係る臨時定員増の場合

### (2) 平成31年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請の場合

東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の設置でないことを認可の基準とする。ただし、次の場合は除く。

- ① 大学又は短期大学の設置に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成29年9月30日までに申請についての意思の決定がなされたことを証する書類を刊行物への掲載、インターネットの利用又は広く周知を図ることができる方法によって公表している場合
- ② 東京都の特別区に所在する専修学校の専門課程（専門学校）の総定員を平成31年度に減少させ、その減少させた定員を活用して、専門職大学又は専門職短期大学を設置する場合

### (3) 施行期日

- ・ 公布日（平成29年9月29日）から施行する。
- ・ ただし、専門職大学及び専門職短期大学に係る規定は、平成31年4月1日から施行する。

# 東京23区の大学の定員抑制に係る暫定的な対応（平成30～31年度分）について

		見直し後の対応	
		本年9月末時点に対応する内容	有識者会議の最終報告等を踏まえ対応する内容
		既存の告示とは別の特例告示を制定	
抑制の方法	既存の告示（大学設置認可基準）を改正	A. 平成30年度の収容定員の増 （申請：本年10月）	—
	B. 平成31年度の大学の設置 （申請：本年10月）	B. 平成31年度の大学の設置 （申請：本年10月）	—
	C. 平成31年度の学部等の設置、 収容定員の増 （申請：来年3月、6月）	—	C. 平成31年度の学部等の設置、 収容定員の増 （申請：来年3月、6月）
抑制の内容・ 例外事項	東京23区の大学の収容定員増に関する申請を認可しない（定員の抑制）。  【抑制の例外事項】 ①施設整備等の必要な投資を行う場合であって、一定の時期までに機関決定等を行っている場合 ②東京23区所在の専門学校が当該学校の定員を活用して専門職大学を設置する場合 ③医学部地域枠による臨時定員の増	・パブコメ案と同様の内容	・「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」の最終報告、総合戦略改訂を踏まえ、可能な限り、立法措置に基づく規制と同内容（社会人、留学生の例外の追加等）になるようにする。

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示 新旧対照表  
 ○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）

改正案

現行

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この条及び附則第二項において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和三十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一～四（略）

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、平成二十二年以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科（この条

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この条及び附則第二項において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和三十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一～四（略）

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、平成二十二年以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科（この条

において「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（この項及び第二項において「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一〇三（略）

2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百二十九人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3（略）

において「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、平成二十一年度の当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（この項及び第二項において「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一〇三（略）

2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百三十人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3（略）